

中間前金払制度を導入します

平成22年4月以降に発注する建設工事から、現行の前金払（請負代金額の4割以内）に加えて、工期の2分の1を経過した時点で請負代金額の2割以内の中間前金払を適用することとしました。

これにより、最大で請負代金額の6割まで、前払金の請求が可能となります。

◇対象となる工事

請負代金額が、1件1000万円以上で、前払金の支払いを受けている工事を対象とします。

◇中間前払金を受けるには

以下の3点全てに該当する必要があります。

- 1 工期の2分の1以上が経過していること。
- 2 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施していなければならない作業が、概ね行われていること。
- 3 既に行われた作業に要した経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。

◇中間前金払の認定

中間前払金の支払を受けるにあたり、請負者は「認定請求書」に「工事履行報告書」及び「工程表」を添えて提出していただきます。町では要件を確認し、認定します。

◇中間前払金の請求

認定後に交付する「認定調書」により、保証事業会社と前金払保証契約を締結して下さい。その際発行される「保証証書」を「前金払請求書」に添えて請求して下さい。

◇適用日 平成22年4月1日